

ぐんま未来投資促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ぐんま未来投資促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、企業が県内に成長分野の事業所又は事務所（以下「事業所等」という）を設置するにあたり補助金を交付することにより、本県における新しい産業の柱の創出並びに高付加価値企業の集積を図り、もって本県の地域経済の育成と県民所得の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の大分類に掲げる製造業の用に供する施設のうち、物の製造又は加工を行う施設をいう。
- (2) 物流施設 日本標準産業分類の中分類に掲げる道路貨物運送業若しくは倉庫業、小分類に掲げるこん包業の用に供する施設又は大分類に掲げる卸売業の用に供する施設のうち、主として製品の流通過程において、その価値を高める目的で加工を行う施設をいう。
- (3) 本社機能 地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第8条第1項に定める施設をいう。
- (4) データセンター 日本標準産業分類の中分類に掲げる通信業又は情報サービス業の用に供する施設のうち、インターネット用のサーバやデータ通信などの装置を設置・運用することに特化し、保守・運用サービス等を提供する施設をいう。
- (5) デジタル・クリエイティブ関連施設 日本標準産業分類の中分類に掲げる情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業の用に供する施設をいう。
- (6) 新設 新たに事業所等を建築する又は既設の建物を取得することをいう。
- (7) 増設 事業所等の建物面積を増加することをいう。
- (8) 補助事業者等 当該補助金の交付の対象となる会社（株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社）をいう。
- (9) 補助対象施設 本補助金の交付対象となる施設をいう。
- (10) 投資額 事業所等の新設又は増設に伴い新たに取得した土地の売買契約額及び建

- 物の建築に係る契約額（既設の建物を取得する場合は、その売買契約額）の合計をいう。
- (11) 正社員 補助事業者等と雇用期間の定めがない雇用契約を結んだ従業員のうち、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項の被保険者であって、常勤している者をいう。
 - (12) 県内新規雇用正社員 補助対象施設で勤務する正社員のうち、補助対象施設の設置にあたり新規に採用した県内に住所を有する者で、第 11 条に規定する申請日において 3 か月以上勤務している者をいう。
 - (13) 県内移住正社員 補助対象施設で勤務する正社員のうち、補助対象施設の設置にあたり、新たに群馬県に住所を有し、第 11 条に規定する申請日において 3 か月以上経過している者をいう。
 - (14) 休止 補助対象施設での事業を停止することをいう。
 - (15) 廃止 補助対象施設での事業を廃止することをいう。

（補助金の交付対象等）

第 4 条 補助金を交付するにあたっては、次の各号に掲げる補助制度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を満たすことを要件とする。

(1) ぐんま未来投資促進補助（用地取得型）

- イ 県内に新たに土地を取得し、かつ、当該土地の上に新たに事業所等を取得する事業であること。
- ロ 別表第 1 に掲げる分野に関連する事業であると知事が認めるもの。
- ハ 別表第 2 に掲げる補助対象施設の区分に応じ定める規模以上の事業であること。
- ニ 当該事業所等の操業開始時において、当該事業所等における県内新規雇用正社員又は県内移住正社員の合計が 5 名以上であること。
- ホ 当該土地の売買契約を締結した日から 3 年以内に操業を開始すること。
- ヘ 当該事業所等の土地及び建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。
- ト 県税の滞納がないこと。
- チ 新たに事業所等を取得するにあたり、県から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。なお、国又は市町村の助成事業との併用は可能とする。
- リ その他、知事が適当と認めたもの。

(2) ぐんま未来投資促進補助（現有地活用型）

- イ 補助事業者等がすでに所有している県内の土地に、新たに事業所等を取得する事業であること。
- ロ 別表第 1 に掲げる分野に関連する事業であると知事が認めるもの。
- ヌ 別表第 3 に掲げる補助対象施設の区分に応じ定める規模以上の事業であること。
- ハ 当該事業所等の操業開始時において、当該事業所等における県内新規雇用正社員

又は県内移住正社員の合計が5名以上であること。

ニ 当該事業所等の建築工事着工日から3年以内に操業を開始すること。

ホ 当該事業所等の土地及び建物に係る不動産取得税を納期限内に納付すること。

へ 県税の滞納がないこと。

ト 新たに事業所等を取得するにあたり、県から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。なお、国又は市町村の助成事業との併用は可能とする。

チ その他、知事が適当と認めたもの。

(3) 雇用加算

イ 第1号、又は第2号に掲げる要件を満たすこと。

ロ 新たに新設又は増設する施設で行う事業が、日本標準産業分類の中分類に掲げる情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業に該当すると知事が認めるものであること。

2 前各号の規定にかかわらず、補助事業者等は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、補助事業者等は、自己、又は自社の役員等及び被雇用者が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による不法就労者

(2) 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助制度の区分に定める額とし、予算の範囲内で交付する。

(1) ぐんま未来投資促進補助(用地取得型) 補助対象施設の新設又は増設に伴い取得する土地及び建物に係る不動産取得税に相当する額。

- (2) ぐんま未来投資促進補助（現有地活用型） 補助対象施設の新設又は増設に伴い取得する建物に係る不動産取得税に相当する額。
- (3) 雇用加算 補助対象施設の新設又は増設に当たり新たに雇用する県内新規雇用正社員並びに県内移住正社員の数に 100 万円を乗じて得た額。ただし、操業の日を含む事業年度の開始の日から 3 年を経過する日の時点で該当する者に限る。

（補助事業者等の指定）

第 6 条 補助を受けようとする者は、原則として、対象施設の建築工事着工日（既設の建物を取得する場合は、その売買契約締結日）の 30 日前までに、「ぐんま未来投資促進補助金事業計画書（様式第 1 号）」（以下「事業計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、事業計画書を受理した場合は、その審査をし、適当であると認めるときは、補助事業者として指定するとともに、「ぐんま未来投資促進補助金補助事業者等指定通知書（様式第 2 号）」により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による指定を受けた補助事業者等は、補助事業の遂行において第 4 条第 2 項の各号に掲げるものから不当な要求行為を受けた時は、県に報告し、警察に通報すること。
- 4 第 2 項の指定は、条件を付してすることができる。

（計画の変更）

第 7 条 前条の規定による指定を受けた補助事業者等は、第 11 条に規定する交付申請をするまでの間に、既に提出した事業計画書の内容について変更（第 4 条に規定する交付の要件に影響しない軽微な事項を除く。）が生じたときは、速やかに「ぐんま未来投資促進補助金補助事業者等事業計画書変更届出書（様式第 3 号）」を知事に提出しなければならない。

（指定の辞退）

第 8 条 第 6 条の規定による指定を受けた補助事業者等は、第 11 条に規定する交付申請をするまでの間に、補助対象施設に係る計画の中止又は第 4 条に規定する交付の要件を欠くに至る変更が生じたときは、速やかに「ぐんま未来投資促進補助金補助事業者等指定辞退届出書（様式第 4 号）」を知事に提出しなければならない。

（地位承継）

第 9 条 第 6 条に規定する事業計画書の提出後、第 12 条に規定する交付決定を行った日（以下「交付決定日」という。）から 10 年を経過する日までの間に、合併、分割、相続その他の理由により、補助事業者等の地位を承継した者は、承継した日から 30 日以内に、

「ぐんま未来投資促進補助金補助事業者等承継届出書（様式第5号）」を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（操業開始）

第10条 補助事業者等は、補助対象施設での操業を開始したときは、操業開始日から30日以内に「ぐんま未来投資促進補助金補助事業者等操業開始届出書（様式第6号）」を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第11条 補助事業者等が、ぐんま未来投資促進補助（用地取得型）及びぐんま未来投資促進補助（現有地活用型）を活用するにあたり、規則第4条第1項の規定により提出しなければならない交付申請書及び規則第11条の規定により提出しなければならない実績報告書は、「ぐんま未来投資促進補助金交付申請兼実績報告書（ぐんま未来投資促進補助）（様式第7-1号）」のとおりとし、補助対象施設に係る土地又は建物に対し最も遅く課税される不動産取得税の納税日、又は補助対象施設の操業開始の日のいずれか遅い日から6月以内に知事に提出しなければならない。

2 補助事業者等が、雇用加算を活用するにあたり、規則第4条第1項の規定により提出しなければならない交付申請書及び規則第11条の規定により提出しなければならない実績報告書は、「ぐんま未来投資促進補助金交付申請兼実績報告書（雇用加算）（様式第7-2号）」のとおりとし、操業の日を含む事業年度の開始の日を起算日として3年を経過した日から6月以内に、知事に提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び確定通知）

第12条 規則第5条第3項の規定により交付する文書及び規則第7条第1項に規定する補助金の額の確定通知は、「ぐんま未来投資促進補助金交付決定兼確定通知書（様式第8号）」のとおりとする。

（補助金の交付請求）

第13条 補助事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、前条に規定するぐんま未来投資促進補助金交付決定兼確定通知書を受理後、「ぐんま未来投資促進補助金交付請求書（様式第9号）」を知事に速やかに提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 知事は、補助金を10年以内に分割して交付することができるものとする。

2 前項の場合にあつては、第11条の規定にかかわらず、分割された2年日以降の補助金交付申請については、補助金交付申請書兼実績報告書等に準じた様式により補助金交付申

請書を提出するものとし、添付書類の提出を省略することができるものとする。

(補助事業者等の責務)

- 第 15 条 補助事業者等は、交付決定日から 10 年を超えて補助対象施設での事業及び雇用を継続しなければならない。
- 2 補助事業者等は、交付決定日から 10 年間、各年 10 月 1 日時点の事業状況等について「ぐんま未来投資促進補助金交付事業に係る状況報告書(様式第 10 号)」により知事へ報告しなければならない。ただし、県の訪問を受け、事業状況等の確認を受けた場合はこの限りでない。
 - 3 補助事業者等は、補助対象施設での事業を休止し、若しくは廃止し、又は雇用調整を伴う事業規模の縮小をするときは、事前に、「ぐんま未来投資促進補助金対象施設休止(廃止)届出書(様式第 11 号)」を知事へ提出し、その指示を受けなければならない。
 - 4 本補助金に係る帳簿及び証拠書類は、交付決定日の属する会計年度の翌会計年度から 10 年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第 16 条 規則第 13 条第 1 項のほか、補助金の交付を受けた補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、知事は補助金交付の決定を全部又は一部取り消し、期限を定めて、その償還を命ずることができる。
- (1) 交付決定日から 10 年以内に補助対象施設での事業を休止、廃止若しくは雇用調整を伴う事業規模の縮小又は県外へ本社移転をしたとき。
 - (2) 操業開始後、国又は地方自治体が定める法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分を遵守していないとき。
 - (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
 - (4) その他、本要綱に違反したとき。
- 2 前項各号に該当し、補助金の交付決定の取消しを行う場合の補助金の返還額はその交付額の全額又は一部とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項第 1 号の対象となる土地は、令和 8 年 4 月 1 日以降に取得した土地とする。
- 3 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までに着工する事業に係る事業計画書の提出期限については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、知事の定める期日までに提出するものとする。

別表第1（第4条第1項第1号ロ及び第2号ロ関係）

第4条第1項第1号ロ及び第2号ロ	①AI・半導体、②造船、③量子、④合成生物学・バイオ、 ⑤航空・宇宙、⑥デジタル・サイバーセキュリティ、 ⑦コンテンツ、⑧フードテック、 ⑨資源・エネルギー安全保障・GX、⑩防災・国土強靱化、 ⑪創薬・先端医療、⑫フュージョンエネルギー、 ⑬マテリアル（重要鉱物・部素材）、⑭港湾ロジスティクス、 ⑮防衛産業、⑯情報通信、⑰海洋
------------------	--

別表第2（第4条第1項第1号ハ関係）

ぐんま未来投資促進補助（用地取得型）の規模

区分	投資額 (億円)	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)
工場	5	3,000	1,000
物流施設	5	10,000	5,000
本社機能	2	—	500
データセンター	5	3,000	1,000
デジタル・クリエイティブ関連施設	2	1,000	500

別表第3（第4条第1項第2号ハ関係）

ぐんま未来投資促進補助（現有地活用型）の規模

区分	投資額 (億円)	土地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)
工場	5	—	1,000
物流施設	5	—	5,000
本社機能	2	—	500
データセンター	5	—	1,000
デジタル・クリエイティブ関連施設	2	—	500